

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和2年1月28日（火）午前8時56分～午前9時37分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長                      副市長                      教育長  
                    企画財政部長      総務部長                      市民生活部長      福祉保健部長  
                    環境部長                      都市建設部長      議会事務局長      教育部長  
幹 事 政策室長
- 4 欠席者 参与(兼)児童青少年部長
- 5 会議結果

市 長                      これより庁議を開催します。審議事項1「令和2年度当初予算案について」の説明をお願いします。

部 長                      令和2年度予算案について、1月14日に各課に内示し、その後、復活要求をいただいたことから、財源調整ができる範囲で精査し、予算計上しました。

                    一般会計の予算額は299億2,900万円、前年度比13億3,100万円、4.7%の増で、特別会計を合わせた予算額は466億6,810万3千円、前年度比3億9,981万5千円、0.8%の減です。

                    なお、公共下水道特別会計は、地方公営企業法の適用により公営企業会計へ移行し、下水道事業会計になります。

                    復活要求を受けて、一般会計では、ベビーシッター利用支援事業の補助スキームの変更や道路維持工事の工事本数の減等により、予算額は内示額より約1億円の減額となっています。

                    歳入については、国や東京都からの情報等をもとに見直したことで、最終的な不足分に対応しています。

                    特別会計については、国民健康保険特別会計で、東京都からの通知額に基づく整理を行い、歳入歳出約1,700万円の増額としています。

                    また、債務負担行為については、一般会計で6件設定します。

市 長                      特に意見等ないので、案のとおり決定します。続いて審議事項2「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例（案）に対するパブリックコメント、シンポジウム及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部 長                      条例（案）に対するパブリックコメントの結果をもとに、検討委員会で審議いただき、1月27日に最終答申をいただきました。

                    パブリックコメントを令和元年12月1日から2年1月6日にかけて実施

し、延べ76人から意見をいただきました。いただいた意見のうち、多くの方から共通して出された意見や、修正を行った箇所を中心に説明します。

まず、条例制定の経緯や、条例全般に係る意見についてです。条例に前市長によるセクシュアル・ハラスメント問題について明記すべきだという意見がありましたが、本条例は市全体の今後に関するものであり、多様な人権課題を網羅すべきものであることから、個別の問題に特化した表記はすぐわなないものと考えます。また、その一方で、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントといった行為は重大な人権侵害に当たると考えているため、条例第3条において個別に禁止する旨を規定していますが、条例における前文や本文には個別問題についての記載はしないという回答としています。なお、制定の背景や経緯等については、別途解説に盛り込むことを予定しています。

次に、本条例に罰則等を盛り込むべきとの意見がありましたが、本条例が狛江市において初めて制定される人権の尊重に関する基本条例であることから、今回はまちづくりの第一歩としての条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきたいと考えているため、罰則規定は含めないものとしたいと考えています。

次に、条例の実効性についての意見をいただきました。これについては、第8条から第12条までにおいてその方法を規定し、第13条において推進体制としての推進会議を規定しており、これらがこの条例の実効性を担保するものと考え、個々の具体的な取組内容については、条例の運用の中で検討していきたいと考えています。

また、基本方針、基本計画等の策定、実態調査の実施に関する意見がありました。これについては、第5条に規定しているように、本条例が施行された後には市全体で本条例の趣旨を踏まえた施策を展開することになります。既に各課において人権に関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗を見ていくことが第一歩であると考えているため、第13条の人権尊重推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で検討していきたいと考えています。

続いて、条例の前文に係る意見についてです。前文におけるイソップ童話の例えについての意見がありましたが、北風と太陽の“太陽”のように狛江市の空気を変えていきたいということから端を発し、みんながあたたかい気持ちをもってより良いまちづくりをしていこうという趣旨を伝えるため、イソップ童話を引用したものです。

しかし、パブリックコメントの結果を受け、読み手によって様々な解釈があり、本来の条例の趣旨が伝わりにくいのではないかと考え、イソップ童話

の一文を削除しました。そして、あたたかい気持ちをもってまちづくりをしていくという市のスタンスがより伝わるよう、文章の順序を入れ替えています。

次に、立法事実を具体的に記載すべきとの意見がありました。これについては、前文の3段落目に「このまちにも、自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。」と記載しており、これが立法事実にあたるものと捉えています。また、先ほど説明したとおり、本条例は市全体の今後に関するものであり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記ではなく、このような記述としています。

次に、「誰もが生きやすい平和なまち」という表現における「平和なまち」は、平和宣言、戦争と平和を想起させるので、「安心して暮らせるまち」という表現に変えるべきとの意見がありました。これについては「安心して暮らせるまち」はより身近に感じられる表現であると考え、「安心して暮らせる平和なまち」という表現に修正しました。併せて、第1条も同様の表現に修正しています。

次に、第3条（人権を侵害する行為の禁止）に係る意見として、第3条の内容について、ヘイトスピーチやレイシャル・ハラスメント等、現条文の規定にない行為等を入れるべきとの意見がありました。これについては、あらゆる場所及び場面において、理由の有無にかかわらず、あらゆる人権を侵害する行為の禁止を明記していることから、修正等はしていません。また、それぞれの行為の定義等については、別途解説に記載する予定です。

次に、第5条（市の責務）に係る意見として、市が人権を尊重するという責務が入っていないという意見がありました。これについては、第5条に盛り込んでいたところですが、より伝わりやすい表現として「市民一人ひとりを個人として尊重するとともに」という表現に修正しました。

次に、第6条（市民の責務）及び第7条（団体の責務）に係る意見として、「お互いの権利を守らなければならない」という書き方ではなく、「努めるもの」という努力規定の表現で良いのではないかという意見がありました。これについては、第3条において人権を侵害する行為を禁止しており、人権を守ることは誰もがしなければいけないことであると考え、第1項については「守らなければならない」という表現のままとしましたが、第2項については、「施策に協力するよう努めるものとする」という努力規定に修正しました。

次に、第9条（相談及び救済）に係る意見として、具体的な救済方法の規定や第三者機関を設置すべきとの意見がありました。これについては、本条

例は多様な人権課題を網羅するものであり、救済方法も様々で、市だけでは解決できないケースもあると想定されることから、第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しながら対応していくとしていますが、意見を受けて、第13条における推進会議の所掌事項に「相談及び救済手法の検討」を追加しました。また、この修正に伴い、素案に書かれていた「啓発手法の検討」については、第2項第2号「啓発活動」に含まれると考え、削除しました。

次に、第11条（子どもに対する教育等）に係る意見として、その表現が上から目線であるとの意見がありました。これを受けて、学校教育と啓発、両方から取り組んでいくことが分かるよう、項目を「子どもへの教育及び啓発」に修正しました。

最後に、第13条に規定する推進会議の構成員に関する意見がありました。これを受けて、第14条から第17条までに推進会議の体制について追加しました。

その他の意見等については資料のとおりです。

パブリックコメントの回答案及び最終答申の内容について確認いただき、意見等ありましたら1月31日までに政策室へ御連絡ください。

市長 特に意見等ないようなので、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて審議事項3「令和元年台風第15号及び第19号による災害復旧計画（案）について」の説明をお願いします。

部長 本計画は、令和元年に発生した台風被害に対して、東京都の財政支援である東京都市町村災害復旧・復興特別交付金を申請するに当たり策定するものです。

対象事業は、令和元年台風第15号及び第19号での被害に対し、被災施設の原状復旧や住民が災害前の暮らしを維持するために行う事業で、既に終了した事業も対象とするものですが、市が単独で住民に給付する事業は対象外となっています。

事業としては、多摩川緑地公園グランド復旧整備工事等の「多摩川河川敷復旧事業」、道路に堆積した泥土の撤去や宅地内のごみの回収・廃棄等の「堆積泥土等撤去事業」、根川地区センターや西和泉グランド等の公共施設の復旧、公園等の樹木せん定等の「公共施設復旧及び倒木被害・樹木等適正管理事業」、都制度に基づき実施している「被災者生活再建支援・住宅被害対策区市町村支援事業」です。

資料2ページのとおり、計画期間は、ドッグランの整備が完了する令和3年度までとしています。

復旧事業費の合計額は約2億6千万円で、このうち約1億1千万円が一般

財源での負担となり、この災害復旧計画に事業計画書や各課で揃えていただいた契約書や支出関係書類等と合わせて特別交付金の申請をする予定です。

交付予定額の通知は3月中旬とされていますが、令和2年度以降の事業に充当する場合は、特別交付金のための基金を設置し、基金から充当することとされているため、第1回定例会で狛江市災害復旧・復興特別交付金積立基金条例案の提案と補正予算案で令和2年度以降の交付金分を積み立てるものです。

内容を確認いただき、意見等ある場合1月29日までに財政課へ連絡をお願いします。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項4「水害時における避難所（学校施設等）開設・運営体制の基本方針（案）について」の説明をお願いします。

部長 まず、1「令和元年台風第19号における避難所対応での課題」について、職員態勢が後手となったこと、不慣れな職員が従事することになったこと、避難者の受付や備蓄品の使用に当たって混乱が生じたこと、また、避難所としている体育館のスペース不足、校舎への受入れの判断、災害時要配慮者やペットのためのスペース、自動車での避難者への対応等を記載しています。

2「今後の対応方針」については、課題を教訓として、水害時の避難所開設・運営の対応方針を記載しています。

2-1「開設する避難所、開設の時間」は別表のとおりとし、これまで浸水想定区域内の施設は避難所としていませんでしたが、施設の想定浸水深に応じて学校校舎の上階等を新たに指定し使用することとします。また、避難情報発令前に自主的に避難する方を受け入れるためのいわゆる「自主避難所」について、どの施設を開設するか、いつから開設するかは、状況に応じて、災害即応対策本部と位置付けた庁議又は災害対策本部において判断し開設することとします。避難準備・避難勧告等、避難情報を発令する段階においては、全ての避難所を開設します。

2-2「職員態勢」について、これまでは台風接近時等に避難所職員を指定していましたが、今後は、震災対応と同様に、避難所毎に指定している教育部職員2人と初動要員3～4人を避難所担当職員とした初動態勢とし、その後は対応状況に応じて適宜交代職員を派遣することとします。

2-3「マニュアルの整備」について、職員向け避難所開設・運営初動マニュアルを作成し、避難所業務を明確化します。また、講習会や訓練を通してマニュアルの習熟を図ります。

2-4「学校への要請」について、水害時の避難所開設に当たっては、教育部から施設管理者である校長又は副校長のいずれか1人以上の参集を学

校へ要請します。

2-5「避難所運営協議会への協力要請」について、水害時の避難所開設に当たっては、開設の24時間前を目安に避難所運営協議会へ協力を要請します。災害対策本部の指揮の下、市職員を中心として施設管理者及び避難所運営協議会と一体となって避難所開設・運営に当たります。また、平時から協議会の訓練や会議といった活動に避難所担当職員が参加することで、連携強化を図ります。

2-6「福祉避難スペース、ペット収容スペース及び駐車場」について、各施設において事前に福祉避難スペース及びペット収容スペースを設定します。なお、自動車での避難は原則禁止としますが、災害状況等に応じて、市民の生命や安全を優先する観点で柔軟に判断することとします。

2-7「情報連絡体制」について、避難所職員は無線機を使用し、本部と情報連絡することとします。また、可能な範囲で事務室のパソコンや令和2年10月に導入予定のSIMフリー端末を使用し、庁内ネットワークを利用して本部等と情報連絡を図ります。

各避難所では、本部からの指示に基づき、必要な情報を避難者へ提供します。

2-8「備蓄品」について、必要な物資は避難者が持参することを原則としますが、毛布及びエアマットは可能な範囲で提供し、避難所の状況に応じて、クラッカー等の食料の提供も適宜行います。

今後、避難所運営協議会連絡会において本基本方針を説明し、協議会の皆様に協力をお願いしていきます。また、総務部で職員向け基本マニュアルを作成するとともに、教育部では、職員向け避難所開設・運営初動マニュアルを作成し、職員の習熟を図ることとします。

なお、5月10日の水防訓練では、防災訓練と同様に各避難所でも訓練を行う予定です。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 令和元年台風第19号の際に議場を自主避難所としましたが、今後もそのように活用する方向性であれば、方針等で位置付けるべきだと思います。

部長 市内商業施設の駐車場、市民総合体育館、エコルマホール等も今後避難所として使用できる見込みがあるため、議場も併せて検討させていただきます。

市長 市が所有者ではない施設については、避難所運営の従事者との関係もあることから、事業者等と協議が必要になるため、現状では資料のとおりで整理したいと思います。

教育長 乳幼児や介護を必要とされる避難者の方が、学校施設の避難所と同じ機能をエコルマホールや議場に求めていらっしゃるると混乱する可能性があるた

め、位置付けを分けて考える必要があると思います。

市長 本方針は地震災害とは違い、浸水時を想定したものとなります。資料の別表が最大浸水深を踏まえた上での利用可能施設となっていますが、これでは使用できる施設が限られてしまうため、書き方を整理してください。行政が机上だけで考えるのではなく、市民からいただいた意見も考慮しながら再度整理するようお願いします。

副市長 職員アンケートで、市役所2階ロビーの避難所として使用は、執務に影響があったという意見もあったため、使用不可の場所も併せて整理をお願いします。

市長 必ずしも市民全員が避難所に避難するわけではありません。住んでいる建物の上層階に避難する、上層階の人は避難しないということも想定してください。

部長 浸水の可能性を踏まえた上で避難所を設定するのであれば、例えば施設の少ない南部地域においては、岩戸地域センターや岩戸児童館等の避難所への指定も検討すべきではないでしょうか。

部長 学校は施設管理者に出動要請できますが、その点が難しいと考えます。

市長 地域センター運営協議会の方々はその他の協議会にも入られていることが多く、対応していただくことは厳しいため、その点も整理するようにしてください。

他に意見等ないようなので、所要の修正を加えた上で、案のとおり決定します。続いて審議事項5「健康こまえ21（第2次）平成31年度改定版（案）について」の説明をお願いします。

部長 1月21日の庁議後に各課から意見をいただき、文言修正は行いましたが、内容を変更するような意見はありませんでした。

今後は、市民説明会を2月7日及び8日に実施する予定です。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項6「狛江市一般廃棄物処理実施計画（令和2年度）（案）について」の説明をお願いします。

部長 1月7日の庁議で委員会からの答申を報告し、内容について各課に確認いただいたため、この度審議をお願いするものです。

各課に確認いただき、細かな修正を行いました。内容の修正はありません。

今後について、1月31日の建設環境常任委員会で報告し、公表します。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「市制施行50周年記念事業について」を報告してください。

部 長 市制施行 50 周年記念事業について各課へ照会し、資料のとおりまとめました。

(仮称) 狛江市民大盆踊り大会や記念式典といった資料に記載の市制施行 50 周年記念事業に加え、例年実施している事業を冠事業として実施することで、市を挙げて市制施行 50 周年の気運を盛り上げていきたいと考えています。

また、資料 3 ページ目には、気運醸成を目的として、また、市制施行 50 周年を契機として作成するものを一覧として挙げています。

この内容に基づき、イベントカレンダーを作成していきますが、資料の内容に修正や追記がある場合は、1 月 31 日までに政策室へ御連絡ください。

市 長 本件について、質問等ありますか。

部 長 市主催の事業だけではなく、市民が行う事業もイベントカレンダーに載せることができれば、市民の関心も高まると思うため、検討をお願いします。

市 長 報告を了承とします。続いて報告事項 2「人事行政の運営等の状況について」を報告してください。

部 長 狛江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、毎年度、給与、勤務条件、研修等の状況を公表しており、平成 31 年度についても、広報こまえ 2 月 15 日号及び市ホームページで公表します。

なお、給与・定員管理の詳細については、総務省指定様式により、4 月末までに市ホームページで公表します。

市 長 報告を了承とします。

本日の閣議で、新型肺炎が指定感染症に指定されるという報道があります。もしそうなった場合、市が行うべき対応も発生し、医師会や慈恵医科大学附属第三病院との連携も必要となってくると考えられるため、何かあれば早急に対応できる態勢を整えておいてください。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、2 月 4 日午前 9 時から開催します。